

消費者ネットしまね 広報部会 議事メモ

第1 日時等

- 1 日時：2020（令和2）年5月20日（水）午後6時～午後7時
- 2 場所：Microsoft Teams のビデオ会議による
- 3 参加者：朝田，福頼，根来川，大野

第2 議事概要

1 消費者ネットしまねとしての、市民向け情報発信について

(1) ホームページでの情報提供について

情報提供の迅速さ，その情報の正確さ，消費者ネットしまねとして情報発信することの適切さを考慮する必要がある。

情報収集については，今まで通り，情報提供すべき事柄を各理事（やネットワーク構成員）から情報提供してもらうのがよい。

それを基に，朝田会長の承認のもと，HP を管理・更新できる人で更新するという方法によるのがよいのではないか。

もともと，一定のルールを理事会において事前承認しておき，それに基づいて朝田会長にご判断いただく，というのがよいのではないか（→簡単なルールの素案を大野において作成することとした）。

情報が更新された場合（削除が相当な場合を含む）についても同様。

(2) 動画による情報提供

動画による情報提供がなされてもよいのではないか。若い人向けの情報発信の方法としても効果的と思われるし，新型コロナウイルス感染症拡大の影響で，タブレットやスマートフォンでの情報収集が盛んになると思われる。消費者ネットしまねとして youtube チャンネルを開設することも検討してはどうか。

2 消費者ネットしまねの構成員（個人又は団体）からの情報発信について

消費者ネットしまねは、様々な立場の者によって構成されているから、各構成員（個人または団体）からの情報発信の場にするということもよいのでは。

その場合には、情報発信者を明らかにする必要がある。

3 消費者ネットしまねと、市民の方とのやりとりについて

フェイスブックやツイッターのアカウントでの情報発信を通じて、市民の方からコメントをもらうなどして、市民とのやり取りの場にしてもよいのではないかな。

その場合は、フェイスブックとツイッターそれぞれの特性に着目する必要がある。

4 消費者ネットしまね構成員への情報提供について

(1) 紙媒体での情報提供

特に消問研に対しては、紙媒体の情報提供を続けた方がよい。

数か月に1度、「消費者ネットしまねニュース」のようなものを消問研など構成員に配布できれば理想的ではないかな

(2) ホームページでの情報提供

消問研向けの情報提供も、ホームページでなされてよいのではないかな（誰かがスマホやタブレット等を持ってさえいけば見れるようにしてはどうか）

以上